動物用医薬品等取締規則	
（略）	（略）
動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第五条第一項から第五項まで（これらの規定（同条第一項第五号を除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）
動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号及び第九号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条、第十七条並びに第十九条第五号から第七号まで
（略）	（略）
動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条及び第四条第二項第一号から第三号まで
動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条及び第四条第二項第一号から第三号まで
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令	第三条第四項
（削る。）	（削る。）

動物用医薬品等取締規則	
（略）	（略）
動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第五条第一項から第五項まで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）
動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第五号から第七号まで
（略）	（略）
動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項第一号から第三号まで
動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項第一号から第三号まで
（新設）	（新設）
動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	第十四条第二号及び第十五条第三号